

令和7年4月1日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により、工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和7年5月22日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 都市計画道路公園通舗装道新設工事
- (2) 施工場所 函館市東雲町6番から14番までおよび若松町1番
- (3) 工期 契約日の翌日から起算して260日間
- (4) 工事概要 施工延長147.4m 施工幅員18.00m
交付金事業 道路土工 舗装工 排水構造物工 縁石工
防護柵工 標識工 道路付属施設工 構造物撤去工
仮設工
起債事業 構造物撤去工 仮設工 道路付属構造物塗替工 雜工
- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）
62,690,000円
- (6) 最低制限価格
函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格
- (7) その他
本工事は「週休2日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 共同企業体の構成員の全てが、3に掲げる構成員の要件を満たしており、かつ、4により入札への参加を制限されていないこと。
- (2) 共同企業体が5に掲げる結成の要件を満たしていること。

3 共同企業体の構成員の要件

(1) 函館市競争入札参加有資格者として、土木一式工事または舗装工事の工種に登録されていること。

(2) 前号に係る土木一式工事および舗装工事の工事予定価格の区分に対応する等級がA級に格付けされている者であること。

(3) 舗装工事の工種に登録されている者は、次のいずれにも該当すること。

ア 市内に本店または支店（営業所等を含む。以下同じ。）を有する者であること。ただし、市内に支店のみを有する者にあっては、市内または近郊にアスファルト合材プラントを有する者であること。

イ 平成22年度以降に、元請けとして、公道の現道において、アスファルト舗装工事の施工実績があること。

(4) 土木一式工事の工種に登録されている者は、市内に本店を有する者であること。

4 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

(1) 函館市請負工事施行成績評定要領

(2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

(3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

(4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

5 共同企業体の結成の要件

(1) 構成員の数は、土木一式工事の工種に登録されている者1者および舗装工事の工種に登録されている者1者による2者であること。

(2) 各構成員が、この入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 共同企業体の代表者は、土木一式工事の工種に登録されている者であり、かつ、他の構成員より出資比率が高いこと。

6 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

(1) 期 間 令和7年5月22日から令和7年5月28日まで

(2) 必要書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 配置予定技術者調書

ウ 類似工事施工実績調書 ((ア)または(イ)のいずれかを添付のこと)

(ア) 函館市発注工事の場合 契約書または工事カルテの写し

(イ) 上記(ア)以外の場合 工事カルテの写し

エ 工事請負入札参加資格審査申請書

オ 共同企業体協定書

7 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

8 契約条項を示す場所

函館市東雲町4番13号 函館市土木部管理課（電話番号 0138-21-3406）

9 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間 令和7年5月22日から令和7年6月9日まで

(2) 閲覧場所 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

10 質問書の提出

(1) 提出期間 令和7年5月22日から令和7年6月3日まで

(2) 提出先 函館市土木部道路建設課（電話番号 0138-21-3422）

11 入札執行の日時

令和7年6月10日午前10時

12 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課